



総 コ 推 第 2 3 4 号
令和6年(2024年)9月3日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆

街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について(報告)

枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領第14条第1項の規定に基づき、基準日(令和6年(2024年)7月1日)現在の防犯カメラの設置及び運用状況について下記のとおり報告いたします。

記

1. 総設置台数 1,034台(別添一覧表のとおり)
※前年同日比 増減なし(新規設置0台)
2. 録画画像の確認件数 646件
(令和5年(2023年)7月2日から
令和6年(2024年)7月1日までの1年間)

無線通信式防犯カメラ設置箇所一覧(令和元年度設置分)

設置場所住所	台数
朝日丘町	1
天之川町	1
伊加賀栄町	1
伊加賀西町	4
伊加賀東町	3
伊加賀南町	5
伊加賀本町	2
池之宮一丁目	2
池之宮四丁目	1
磯島元町	1
磯島茶屋町	1
磯島南町	1
磯島北町	1
印田町	1
上野三丁目	3
上野二丁目	1
宇山東町	2
大垣内町二丁目	2
大峰元町二丁目	1
岡東町	6
岡本町	2
岡山手町	2
小倉町	1
甲斐田新町	2
甲斐田東町	3
春日元町一丁目	1
春日元町二丁目	1
春日東町二丁目	1
春日野二丁目	1
片鉾東町	2
上島町	2
上島東町	1
北片鉾町	1
北楠葉町	2
北中振一丁目	2
北中振三丁目	3
北山一丁目	3
禁野本町一丁目	1
楠葉丘一丁目	1

設置場所住所	台数
楠葉丘二丁目	2
楠葉中町	1
楠葉中之芝一丁目	1
楠葉朝日三丁目	2
楠葉美咲一丁目	1
楠葉並木一丁目	2
楠葉並木二丁目	2
楠葉面取町	1
楠葉野田一丁目	3
楠葉野田三丁目	1
楠葉野田二丁目	1
楠葉花園町	8
車塚二丁目	2
高田一丁目	2
高田二丁目	1
交北四丁目	2
高野道二丁目	2
香里園町	2
香里ヶ丘一丁目	1
香里ヶ丘九丁目	2
香里ヶ丘五丁目	2
香里ヶ丘三丁目	2
香里ヶ丘四丁目	1
香里ヶ丘十一丁目	1
香里ヶ丘十丁目	2
香里ヶ丘十二丁目	1
香里ヶ丘二丁目	3
香里ヶ丘八丁目	2
香里ヶ丘六丁目	2
黄金野一丁目	1
御殿山町	4
御殿山南町	2
桜丘町	1
釈尊寺町	4
招提元町一丁目	2
招提元町三丁目	1
招提大谷三丁目	1
招提大谷二丁目	1
招提中町一丁目	1
招提中町三丁目	1

設置場所住所	台数
招提中町二丁目	1
招提田近三丁目	1
招提南町三丁目	1
招提南町二丁目	1
招提平野町四丁目	1
招提北町三丁目	1
新之栄町	1
新町一丁目	1
杉一丁目	1
杉三丁目	2
杉責谷1丁目	1
尊延寺一丁目	1
尊延寺三丁目	1
尊延寺六丁目	1
田口三丁目	2
田口五丁目	1
津田駅前一丁目	2
津田元町一丁目	2
津田元町二丁目	1
津田西町一丁目	1
津田西町二丁目	1
津田北町二丁目	1
出口一丁目	1
出口三丁目	2
出口四丁目	1
出口五丁目	3
出屋敷元町一丁目	1
出屋敷西町二丁目	1
堂山一丁目	1
堂山二丁目	1
堂山三丁目	1
中宮山戸町	2
中宮西之町	4
中宮大池四丁目	1
中宮東之町	2
中宮北町	6
中宮本町	1
長尾荒阪一丁目	1
長尾荒阪二丁目	1
長尾家具町二丁目	1

設置場所住所	台数
長尾北町三丁目	1
長尾谷町三丁目	1
長尾西町三丁目	1
長尾西町二丁目	3
長尾東町一丁目	1
長尾宮前二丁目	5
長尾元町一丁目	1
長尾元町二丁目	1
長尾元町三丁目	1
長尾元町四丁目	3
長尾元町五丁目	5
長尾元町七丁目	2
渚内野一丁目	1
渚内野四丁目	1
渚西一丁目	1
渚東町	2
渚本町	1
渚南町	1
渚元町	3
茄子作一丁目	1
茄子作二丁目	1
茄子作四丁目	1
茄子作五丁目	1
茄子作東町	2
西禁野二丁目	2
西招提町	2
西田宮町	2
西船橋一丁目	1
西牧野一丁目	1
西牧野二丁目	1
西牧野四丁目	2
野村北町	1
走谷一丁目	1
走谷二丁目	2
東香里三丁目	1
東香里新町	1
東香里南町	1
東香里元町	1
東田宮一丁目	2
東中振一丁目	3

設置場所住所	台数
東中振二丁目	1
東船橋一丁目	1
東牧野町	2
東山二丁目	5
樋之上町	1
枚方上之町	1
枚方公園	1
藤阪天神町	2
藤阪中町	2
藤阪東町三丁目	1
藤阪南町三丁目	1
藤阪南町二丁目	2
藤阪元町三丁目	2
藤阪元町二丁目	2
船橋本町二丁目	1
星丘一丁目	2
星丘二丁目	2
星丘四丁目	3
牧野北町	3
牧野阪一丁目	5
牧野阪二丁目	5
牧野下島町	1
牧野本町一丁目	2
町楠葉一丁目	1
町楠葉二丁目	1
三矢	1
南楠葉一丁目	1
南楠葉二丁目	2
南中振一丁目	2
南中振二丁目	2
南船橋一丁目	1
都丘町	1
宮之阪三丁目	1
宮之阪四丁目	2
村野高見台	1
村野東町	1
村野本町	4
村野南町	1
三栗	1
養父丘一丁目	1

設置場所住所	台数
養父西町	2
養父東町	1
養父元町	1
山田池北町	1
山田池公園	1
山田池東町	2
山之上四丁目	2
山之上北町	1
山之上西町	2
王仁公園	1

合計

354

無線通信式防犯カメラ設置箇所一覧(令和4年度新設・更新分)

設置場所住所	台数
天之川町	1
伊加賀栄町	1
伊加賀西町	9
伊加賀東町	1
伊加賀南町	1
伊加賀北町	1
伊加賀本町	1
伊加賀緑町	1
池之宮一丁目	2
池之宮二丁目	1
池之宮三丁目	1
磯島元町	2
磯島渚南町	1
磯島茶屋町	1
磯島南町	1
磯島北町	2
印田町	3
上島町	2
上島東町	3
上野一丁目	2
上野二丁目	1
上野三丁目	3
宇山町	1
宇山町二丁目	1
宇山東町	3
大垣内町一丁目	1
大垣内町二丁目	4
大垣内町三丁目	2
大峰元町一丁目	1
大峰元町二丁目	2
大峰南町	2
大峰北町一丁目	1

設置場所住所	台数
岡東町	6
小倉町	3
甲斐田新町	2
甲斐田町	2
甲斐田東町	1
春日元町	2
春日西町一丁目	2
春日西町四丁目	1
春日東町二丁目	1
春日北町一丁目	2
春日北町二丁目	1
春日北町四丁目	1
春日野二丁目	1
片鉾東町	1
片鉾本町	1
菊丘南町	2
北片鉾町	1
北楠葉町	1
北中振一丁目	2
北中振二丁目	2
北中振三丁目	5
北山一丁目	4
禁野本町一丁目	2
禁野本町二丁目	3
楠葉朝日一丁目	2
楠葉朝日二丁目	1
楠葉朝日三丁目	1
楠葉丘二丁目	2
楠葉中之芝一丁目	2
楠葉中之芝二丁目	2
楠葉中町	2
楠葉並木一丁目	3
楠葉並木二丁目	3

設置場所住所	台数
楠葉野田一丁目	1
楠葉野田二丁目	2
楠葉野田三丁目	1
楠葉花園町	1
楠葉花園町五丁目	1
楠葉美咲一丁目	2
楠葉美咲三丁目	1
楠葉美咲五丁目	1
楠葉面取町一丁目	1
高田一丁目	3
高田二丁目	3
交北一丁目	1
交北二丁目	4
交北三丁目	1
交北四丁目	2
高野道一丁目	2
高野道二丁目	5
香里園桜木町	3
香里園町	3
香里園東之町	3
香里園山之手町	1
香里ヶ丘一丁目	4
香里ヶ丘二丁目	4
香里ヶ丘三丁目	4
香里ヶ丘四丁目	1
香里ヶ丘五丁目	4
香里ヶ丘六丁目	3
香里ヶ丘七丁目	2
香里ヶ丘八丁目	3
香里ヶ丘九丁目	1
香里ヶ丘十丁目	5
香里ヶ丘十一丁目	1
香里ヶ丘十二丁目	1

設置場所住所	台数
黄金野一丁目	5
御殿山町	2
桜丘町	5
桜町	2
釈尊寺	5
招提大谷二丁目	3
招提大谷三丁目	1
招提北町二丁目	2
招提北町三丁目	1
招提田近一丁目	3
招提田近二丁目	1
招提田近三丁目	4
招提中町一丁目	3
招提中町二丁目	3
招提南町一丁目	2
招提南町二丁目	1
招提南町三丁目	4
招提元町二丁目	2
招提元町三丁目	2
招提元町四丁目	3
新町二丁目	1
翠香園町	2
杉一丁目	3
杉二丁目	1
杉四丁目	3
杉山手一丁目	2
杉山手三丁目	2
杉責谷一丁目	2
須山町	2
宗谷一丁目	1
宗谷二丁目	1
大字尊延寺	3
尊延寺三丁目	4

設置場所住所	台数
尊延寺四丁目	1
尊延寺五丁目	3
尊延寺六丁目	1
高塚町	3
田口一丁目	1
田口二丁目	1
田口三丁目	1
田口四丁目	4
田口五丁目	1
田口山一丁目	3
田口山三丁目	2
田宮本町	2
津田駅前一丁目	5
津田駅前二丁目	2
津田北町一丁目	1
津田北町二丁目	3
津田北町三丁目	1
津田西町一丁目	3
津田西町三丁目	2
津田東町二丁目	2
津田東町三丁目	1
津田南町一丁目	1
津田南町二丁目	2
津田元町一丁目	1
津田元町二丁目	3
津田元町三丁目	2
津田山手一丁目	1
津田山手二丁目	1
出口一丁目	5
出口二丁目	1
出口四丁目	2
出口五丁目	4
出口六丁目	3

設置場所住所	台数
出屋敷西町一丁目	1
出屋敷元町一丁目	1
出屋敷元町二丁目	2
堂山二丁目	1
堂山三丁目	1
堂山東町	1
中宮大池一丁目	1
中宮大池二丁目	1
中宮山戸町	3
中宮西之町	6
中宮東之町	1
中宮北町	4
中宮本町	3
長尾家具町一丁目	1
長尾家具町二丁目	1
長尾家具町三丁目	4
長尾家具町四丁目	1
長尾宮前一丁目	2
長尾元町二丁目	2
長尾元町三丁目	2
長尾元町四丁目	3
長尾元町六丁目	3
長尾元町七丁目	1
長尾荒阪二丁目	1
長尾西町一丁目	4
長尾西町三丁目	1
長尾台二丁目	1
長尾台三丁目	1
長尾台四丁目	2
長尾谷町一丁目	5
長尾谷町二丁目	4
長尾谷町三丁目	1
長尾東町二丁目	1

設置場所住所	台数
長尾東町三丁目	3
長尾峠町	1
長尾播磨谷一丁目	1
長尾北町一丁目	1
長尾北町二丁目	2
長尾北町三丁目	2
渚栄町	2
渚元町	1
渚西一丁目	3
渚西二丁目	3
渚東町	3
渚内野四丁目	1
渚南町	2
渚本町	2
茄子作一丁目	4
茄子作二丁目	1
茄子作三丁目	3
茄子作四丁目	4
茄子作五丁目	1
茄子作東町	3
茄子作南町	2
茄子作北町	2
西禁野一丁目	2
西禁野二丁目	4
西船橋一丁目	2
西船橋二丁目	2
西田宮町	3
西牧野二丁目	1
西牧野三丁目	1
野村元町	1
野村中町	2
野村北町	1
走谷一丁目	6

設置場所住所	台数
走谷二丁目	2
樋之上町	2
東香里一丁目	3
東香里二丁目	1
東香里三丁目	5
東香里新町	2
東香里南町	9
東山一丁目	1
東山二丁目	2
東船橋一丁目	1
東船橋二丁目	2
東中振一丁目	2
東中振二丁目	2
東田宮一丁目	1
東牧野町	4
枚方公園町	2
枚方上之町	4
氷室台一丁目	2
藤阪元町一丁目	3
藤阪元町二丁目	1
藤阪元町三丁目	1
藤阪西町	3
藤阪中町	2
藤阪北町	3
藤阪天神町	3
藤阪東町一丁目	2
藤阪東町三丁目	1
藤阪東町四丁目	2
藤阪南町一丁目	1
藤阪南町二丁目	1
藤阪南町三丁目	1
藤田町	2
船橋本町一丁目	2

設置場所住所	台数
船橋本町二丁目	2
南船橋一丁目	1
南船橋二丁目	2
南中振一丁目	5
南中振二丁目	4
南楠葉一丁目	2
南楠葉二丁目	1
星丘一丁目	1
星丘二丁目	3
星丘三丁目	1
星丘四丁目	3
大字穂谷	1
穂谷三丁目	1
穂谷二丁目	3
牧野下島町	1
牧野阪一丁目	4
牧野阪二丁目	4
牧野阪三丁目	2
牧野北町	4
牧野本町一丁目	2
牧野本町二丁目	2
町楠葉一丁目	3
町楠葉二丁目	1
松丘町	2
三矢町	2
宮之下町	1
宮之阪一丁目	1
宮之阪二丁目	2
宮之阪三丁目	2
宮之阪四丁目	4
宮之阪五丁目	1
村野高見台	1
村野西町	4

設置場所住所	台数
村野南町	4
村野本町	2
三栗一丁目	4
三栗二丁目	1
養父丘一丁目	4
養父丘二丁目	3
養父元町	1
養父東町	3
山田池東町	1
山田池北町	1
山之上一丁目	4
山之上二丁目	3
山之上三丁目	2
山之上四丁目	2
山之上五丁目	1
山之上西町	2
山之上東町	2
山之上北町	2

合計

680

枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、市民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。

2 この要領によらずに無線通信式防犯カメラを設置する場合は、あらかじめ、個人情報保護担当課と協議しなければならない。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。

(2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影され、録画をされた映像情報をいう。

(3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、無線通信式防犯カメラによる撮影及び録画が行われていることを、設置場所の見やすい箇所に表示板等を掲示する等して、市民に十分に周知すること。

(3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が保存されるよう適切に管理すること。

(2) 画像は、設置目的を達成するために必要な場合を除き、利用又は提供してはならない。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置区域)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な区域に設置するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪の未然防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置等)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を行うため、危機管理部に、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）及び画像取扱員を置く。

2 管理責任者は、危機管理部次長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 無線通信式防犯カメラを設置する区域の選定に関する事。

(2) 画像の保存及び管理に関する事。

(3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関する事。

(4) 画像取扱員の選任に関する事。

3 運用責任者は、危機管理政策課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 無線通信式防犯カメラ及び専用パソコンの運用、保守及び維持管理に関する事。

(2) 画像の取り出しに関する事。

(3) 画像管理責任者による画像の取り出しに係る検証に関する事。

4 画像取扱員は、危機管理政策課の職員のうち管理責任者が選任した者とし、画像の取り出し及び画像管理責任者による画像の取り出しに係る検証並びに画像の保存、管理及び提供に係る事務を担当する。

5 専用パソコンに、管理責任者、運用責任者及び画像取扱員の職及び氏名を掲示しなければならない。

(画像管理責任者等の設置)

第8条 大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 画像管理運用規程を定め、画像の適切な運用、保存及び管理並びに専用パソコンの適切な運用、保守及び維持管理を行うこと。
- (2) 無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。
- (3) 前号により選任した画像取扱警察職員の名簿を作成し、管理責任者に提出すること。
（専用パソコンの配置）

第9条 専用パソコンは、危機管理政策課並びに大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に配置する。

（画像の利用）

第10条 管理責任者は、犯罪発生時の迅速な対応等を図るため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

- 2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指示するものとする。
- 3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。
- 4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、当該捜査機関等に対し、事前に、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、本市における犯罪の未然防止の効果を更に高めるため、画像管理責任者は、画像取扱警察職員をして、当該警察署に配置する専用パソコンを用いて、画像を取り出させることができるものとする。この場合において、画像管理責任者は、遅滞なく、管理責任者に対し、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用報告書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。
- 3 画像取扱員は、第1項の規定による利用申請書又は前項後段の規定による利用報告書の提出があったときは、運用責任者の指示に従い、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録するものとする。

(画像の取り出しに係る検証等)

第12条 管理責任者は、前条第2項の規定による画像の取り出し状況を検証するため、画像管理責任者に対し、毎月、当該警察署に配置する専用パソコンに記録された画像の取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

2 管理責任者は、前項の規定による画像の取り出し履歴に係る情報の提出があったときは、運用責任者に対し、適切に画像の取り出しが行われているか検証を行うよう指示するものとする。

3 画像取扱員は、運用責任者の指示に従い、前項の検証を行うものとする。

4 管理責任者は、前2項の規定による検証の結果、画像の取り出しについて疑義のあるときは、画像管理責任者に対し、説明を求め、又は必要な対応をさせるものとする。

(守秘義務)

第13条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(無線通信式防犯カメラの設置に係る報告等)

第14条 管理責任者は、無線通信式防犯カメラの設置状況及び運用状況について取りまとめ、個人情報保護担当課を通じて年1回、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

2 管理責任者は、この要領を改正したときは、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。